

[論文]

スコットランド宗教改革における 「監督 (Superintendent)」をめぐる一考察

原 田 浩 司

はじめに

1560年8月17日、ジョン・ノックスを含む「6人のジョン」¹が、スコットランド議会の要請に応じて、『スコットランド信仰告白 (*Scots Confession of Faith*)』および『規律の書 (*The Book of Discipline*)』を議会に提出した。両文書とも議場で本文が朗読され、その後、前者は議会の審議の上、承認された。こうして、「1560年」がスコットランドで宗教改革が公式に樹立した年号として記念されることになった。また、後者は議会の承認を得るには至らなかったものの、これに即して、教会は改革に取り組んでいくことになった。

スコットランドでは20世紀半ばに自国の宗教改革から400周年を迎えるのを契機に自国の宗教改革を再考する気運が高まり、宗教改革研究が最盛を迎えた。歴史あるスコットランド四大学（セント・アンドリュース、グラスゴー、アバディーン、エジンバラ）では数多くの優れた教会史家や宗教改革研究者たちが教授陣に名を連ね、彼らの研究成果はスコットランド宗教改革研究の領域では今も多大な影響力を保持している。

こうした宗教改革研究の興隆の中で「長老主義 (Presbyterianism)」の起源をめぐる論争が展開されていった。その発端は、ノックスを含む当時の改革者たちが教会の公式の制度の中に「監督 (Superintendent)」の職務を導入した事実をどう解釈するかで、学者間の見解が割れたことに起因する。16世紀の第一次資料から、監督の職務は改革後のおよそ10年余りの間、教会政治上非常に重要な役割と権限を委ねられた職務であり、ノックス自身が強い影響力を保った改革初期において重要な鍵を握る存在として位置付けられた。そして、まさにこの監督の導入こそ、ノックスら最初の改革者たちが「長老主義ではない」

¹ ノックスをはじめとする起草者6名全員の名前が「ジョン」のため、こう呼ばれてきた。具体的には、ジョン・ノックス、ジョン・ウィロック、ジョン・ウィンラム、ジョン・ダグラス、ジョン・スポテイスウッド、ジョン・ローの6名。

と主張する人々にとって格好の根拠となったのである。この主張を積極的に展開したのがエジンバラ大学のスコットランド史教授、ゴードン・ドナルドソンだった。

他方、ノックスについては、ごく最新の書物でも、従来の通説に倣い「スコットランドの長老主義の創始者」²として紹介されている。それゆえ、1560年にスコットランド宗教改革で導入された監督とは何だったのかを吟味することは、スコットランドにおける長老主義の起源をめぐる研究にとっては不可避の課題である。

本稿の目的は、16世紀のスコットランドの監督職をめぐる現代の見解を比較検証しつつ、1560年代の宗教改革において導入された監督職をめぐる理解を整理し、「スコットランド長老主義」の生成という文脈において、監督職の実像を考察することである。

1. 『規律の書』における「監督」

1-1 いびつな「第5項」

『規律の書』で監督に言及するのが第5項「牧師の生活費に関して、また正当に教会に所属している地代収入と財産の分配について」である。『規律の書』全体の中で、この第5項は不自然にいびつな構成となっている。第5項の中にその表題が示す内容からは全く独立した「監督についての条項」が位置づけられている。このいびつな構成から草稿原案に後から「監督についての条項」が加筆挿入された、と考えるのが自然であろう。『規律の書』の末尾に確認される「1560年5月20日」の日付は、おそらく草稿原案の段階での日付であり、8月の議会に提出されるまでの約3か月間に、共同提出者の「6名のジョン」の間で意見が交わされ、そこでの見解が反映されて、現在我々が目にする『規律の書』に仕上がった、とみなすのが筋と言えよう。誰が原案の起草者で、誰の意見が影響して「監督についての条項」が加えられたのかなど、この点をめぐる真偽は不詳である。監督職の導入の発想が誰に由来するのかをめぐる議論は本稿の主目的ではないが、通例、ノックスが原案の起草者とみなされており、そうするとノックス以外の5名のジョンの中の誰かの意見によって新たに加えられた、ということになる³。

1-2 監督職の特徴

「監督についての条項」から、「監督」の職務および権限などに関する代表的な言及を抜

² ドナルド・K・マッキム（拙訳）、『宗教改革の問い、宗教改革の答え：95の重要な鍵となる出来事・人物・論点』、一麦出版社、2017年、48頁より引用。このように2017年に出版されたばかりの最新の書物でも、従来どおり改革者ノックスは「長老制度の父」として言及されている。

³ 例えば、飯島啓二は「規律の書」の著者名に「ジョン・ノックス」の名前しか提示していない（『宗教改革著作集10 カルヴァンとその周辺II』、教文館、1993年に収録されている「規律の書」を参照）。

粹し、そこから監督職の特徴を整理していく。

① 監督の数と牧師任命権

まず、全国的に実施する「監督制度」の全体像が次のように示される：

現在この王国内の敬虔で学識のある全員の中から、10名か12名（というのは全国をそれと同数の監区に分けたのである）を選定し、教会の設立、秩序の樹立、ならびに現在まだ牧師のいない地方に対し、前項で規定したように、その地域の責任を担うことになる牧師の任命等を行う責務と命令とをこれらの人々に与えることは、この時期極めて当をえていることと考える。⁴

ここでは、監督者の数が「10名か12名」であり、全国をそれと同数に区分し、それを「監区」として監督が各監区内の教會的な責任を担うことになる、との構想が提示される。一人の代表者（司教）がおのおの管轄する地域（司教座）を監督するという構造は、従来のローマ・カトリック教会の監督制度の枠組みを踏襲したものである。

監督の数に着目すると、確定数が示されない「10名か12名」という曖昧さに気づく。この点から、1560年の時点では、この構想がまだ漠然としたものであり、実際に実施してみなければ分からないという見通しの不透明さを多分に孕んだものだった、と言えよう。

ここではさらに、監督たちに委ねられた監区で、牧師を任命（任職）する権能を授けることが明示される。「前項で規定したように」という文言から、第4項「牧師とその合法的な選出に関して」を確認すると、牧師の任命については「牧師が指名されることになるその民衆と教会の同意、ならびに牧師の審査のために指名された学識ある牧師たちの承認によって成り立つのでなければならない⁵」と規定されている。ここには牧師の任命には、第一に牧師が仕える教会の会衆（教会員）による同意、そして第二に牧師の審査のために指名された学識ある牧師たちの承認、という二段階の合意が必要である点が明示される。監督は、この第二の承認を行う「学識ある牧師たち」に相当する。したがって、牧師の任命に関して、監督が絶対的な権限を有しているのではない。寧ろ、各個教会による牧師の選定を巡って、牧師の審査および会衆の同意に至る過程と結果の審査を実施し、それを承認する、という権能であることが分かる。

⁴ 「規律の書」（飯島啓二訳、『宗教改革著作集 10 カルヴァンとその周辺 II』、教文館、1993年）225頁。

⁵ 前掲書、217頁。

② 監督の職務…説教

次に、この監督制度を導入する目的が次のように記されている：

われわれとしては、この王国全土を通じてキリスト・イエスがひとたびあまねく宣べ伝えられること以外にまじめに求めていることはないのである。このことは、割り当てられることになる監区で働く人々（監督）を貴下らが誠実に指名し強制するのとなれば、突如として実現することはないであろう。⁶ [下線部は本稿の筆者による]

ここで下線を敷いて強調したのは、ここでの監督制度は、これまでのローマ教会型の教会政治の構造をただ残したのではなく、スコットランド全土にイエス・キリストの福音を宣べ伝える、という宣教の使命を最優先課題として位置付けた結果であることが窺える。またそれゆえに、監督の重要な職務が御言葉の「説教」であることが、次のように記される：

これらの監督は、貴下らの怠惰な司教たちがこれまで見せてきたような生き方をするのを許されない。また彼らは喜んでそこにいたいと思う場所に留まることは禁じられる。そうではなくて彼らは自ら説教者でなければならず、彼らの教会が設立され、牧師あるいは少なくともしょう読者が備えられるまでは、どのような場所でも長く留まることは許されぬ存在である。⁷ [下線部は本稿の筆者による]

ここでも下線で強調したのは、監督は「説教者」であるとの認識の中で設けられた職務であるという点である。しかも、自分に権限が委ねられた監区をくまなく巡回し、監区内の津々浦々にイエス・キリストの福音を伝える「巡回説教者」であることが、はっきりと明示される。先にも触れたように、構造的には、確かにローマ型の監督制度と変わらないが、その職務理解に関しては大きく違っていると見えよう。

③ 監督の役目と責任

さらに、監区内の牧師たちの品性や公共の福祉に関する、文字通り監督としての「監督責任」が次のように記される：

⁶ 前掲書、225-226頁。

⁷ 前掲書、227頁。

…説教ばかりでなく、牧師の生活、勤勉さ、行状や教会の秩序とマナーについても審査する。彼らはさらに貧民がどのように支えられているか、若者がどのように教化されているかに配慮を払わなければならない。彼らは訓戒の必要なところで訓戒し、善き助言で宥和を実現できるような事柄を述べなければならない。そして最後に、教会の譴責によって矯正がなされるよう、凶悪な犯罪に目を留めなければならない。⁸

ここでは監督が注意を払う点が列挙され、「説教ばかりでなく」とあるが、第一に挙げられているのが牧師の「説教」である点は看過してはならない。そして、そればかりでなく、と監区内の牧師たちの生活や行状にも監督指導する役目が託される。さらには、16世紀当時、教会が社会に対して担ってきた執事的つとめとしての、弱者の救済や青少年の育成に係わる社会的な福祉についても監督責任が明示される。

④ 監督の解任と選任

さらに、監督の解任については、次のように記される：

もしも監督がその職務の主要な面で怠慢であるとわかれば、特にみ言の説教、諸教会の視察で怠慢であることが著しくなれば、あるいは、普通の牧師にとってけしからぬと見なされる犯罪で有罪となれば、彼の身柄や職務にかかわりなく解任されなければならない。⁹ [下線部は本稿の筆者による]

このように、その職務に怠慢である場合に監督職から強制的に解任される必要性が明示される。ここで「特に」と強調されている点に着目したい。ここで明示される二つの職務、すなわち、「み言葉の説教」と「諸教会の視察」の職務に対する怠慢に強調点が置かれている。このことは、この二つの職務こそ、怠慢によるその不履行は解任に値する、監督に最も期待される職務である、と判断することができる。

解任に続き、次の新しい監督がどのような過程を経て選出されるのかが、こう記される：

選出の日が来たならば、その監区の牧師全員、隣接の、あるいはそのために呼ばれた三名もしくは四名の監督が、指名されたすべての人物に関して、知識ばかりでなく、マナー、思慮分別、教会統治能力についても審査する。そして最もふさわしいと判明

⁸ 前掲書、227頁。

⁹ 前掲書、227-228頁。

した人物を、その責務につけるのがよいであろう。¹⁰

最初の引用では「敬虔で学識のある全員の中から」監督に相応しい人物が選出され、任命される点が指摘されていたが、ここでは「知識ばかりでなく」と断ったうえで、更に「マナー、思慮分別、教会統治能力についても審査する」と記され、総合的な評価から、監督が選出されることが明記される。しかも、監督を評価する主体は、貴族の領主による一方的な任命ではなく、「その監区の牧師全員」と隣接する監区の監督たちの審査と合意による任命であるという点は、従来のローマ型の司教制度の枠組みにある司教とは、似て非なるものであることが分かる。

以上のように、『規律の書』において全国を10から12の監区に区分けし、それぞれの監区に監督を配置し、そして、その監督を中心に各地方で教会を設立し、牧師を任命することにより、御言葉の説教をとおしてイエス・キリストの福音を全国隈なく宣べ伝える、という青写真が提示された。そして1560年以降、宗教改革を断行した教会には『規律の書』の青写真に即して監督制度が導入され、教会を再整備していく運びとなった。

2. 監督職の導入の要因をめぐる考察

2-1 ルター派による影響説「肯定派」

1560年のスコットランド宗教改革でリーダーシップを発揮したノックスは、ジュネーヴのカルヴァンのもとで神学を学ぶと共に、かの地において整備された教会運営を目の当たりにし、自国スコットランドに帰国して宗教改革を実施した改革者である。にもかかわらず、なぜカルヴァンが採用しなかった監督の職務がスコットランドに導入されたのか。この問題をめぐって、20世紀の研究者たちの中には、ルター派の教会の影響があった、と指摘する学者たちが複数いる。例えば、本稿の「はじめに」で言及したドナルドソンは「実際に、当時のスコットランドの教会政治の至る所に、強烈なルター派の香りが漂っている…」¹¹と述べ、さらに別の論文でも「スコットランドの人々は…自分たちの政治制度の中に、ルター派の教会のものとかかなりの共通点を指摘できる要素を採用した」¹²とも指摘している。また、牧師で教会史家のダンカン・シャウも「監督職がスコットランドに導入されたのは、1560年に教会が設立された当時の状況が原因である。その教会は、この

¹⁰ 前掲書、228頁。

¹¹ Gordon Donaldson, *The Scottish Reformation*, Cambridge, 1960, 58.

¹² Gordon Donaldson, 'The Polity of the Scottish Church 1560-1600', *Records of the Scottish Church History Society*, vol. XI-part iii, 1953, 217.

点について、ルターの宗教改革に刺激された大陸の諸教会によって多大な影響を受けた¹³と述べ、ルターの名を明示する。またさらに、エジンバラ大学の教会史教授 J.H.S. バーリーは「1560年の状況はより一層大胆な試みを要請したのであり、そしてこれはルター派の諸教会の経験から示唆を受けたものと思われる¹⁴と述べている。ここで挙げた著名なスコットランド教会史家たちの見解を並べると、より際立つのが、スコットランド宗教改革におけるある一定のルター派の影響への言及である。そして彼らの間には、監督職の導入にもルター派の影響があったとの認識を記すものが認められる。

グラスゴー大学のスコットランド宗教改革研究の教授であるジェームズ・カークが「やや遅れてスコットランドに宗教改革がもたらされたことで、スコットランドの人々には、かなりの影響力をもった大陸の改革者たちの神学的な諸見解を吸収していくだけの十分な時間があった¹⁵と述べるとおり、事実、1517年に始まったルターの改革は、1560年のスコットランドの宗教改革よりも40年以上も前に実施されており、1560年以前のスコットランドの先駆的な改革者たちの中には、実際にルターの神学から多大な影響を受けた人物は少なくなかった。スコットランド宗教改革の最初の殉教者パトリック・ハミルトン(1504[?]-1528年)はルターの影響を受けた代表者の一人である¹⁶。このような当時の状況の下、「スコットランドのプロテスタントの第一世代は自分たちの国の宗教改革の土台にルター派の基礎を敷いた¹⁷との概説は正しいであろう。したがって、既に挙げたドナルドソンやシャウ、バーリーらが指摘したように、スコットランド宗教改革の教会政治の面にも、わけても監督職の導入に関して、ルター派の影響が強く認められるべき、との主張はごく自然である。

2-2 ルター派による影響説「否定派」

しかしながら、スコットランドに監督の職務が導入されたことに関しても、ルター派の教会政治の影響を受けたことに起因する、と断言することができるのだろうか。疑問は、ノックスや他の改革者たちが、意図的に或は自覚的に、ルター派の教会制度をスコットランドに導入しようとしたのだろうか、という点である。

¹³ Duncan Shaw, *The General Assembly of the Church of Scotland 1560-1600*, the Saint Andrew Press, 1964, 76. なお、シャウは、1987年にスコットランド教会の全体総会議長に選出されている。

¹⁴ J.H.S. Burleigh, *A Church History of Scotland*, Oxford University Press, 1960, 169.

¹⁵ James Kirk, *Patterns of Reform — continuity and change in the reformation kirk —*, T&T Clark, 1989, 70.

¹⁶ I.R. Torrance, 'Patrick Hamilton', *the Dictionary of Scottish Church History and Theology*, IVP, 1993, 390-391.

¹⁷ J.E. McGoldrick, 'Lutheranism in Scotland', *the Dictionary of Scottish Church History and Theology*, 500.

20世紀後半に活躍した教会史や宗教改革研究者たちの中には、スコットランド宗教改革におけるある一定のルター派の影響を認めつつ、先に紹介したドナルドソンらの研究者たちとは異なる見解を提示する。例えば、カークの場合、宗教改革以前のスコットランドでの聖餐の実践について幾つかの具体例を解説する中で、当時のスコットランドの教会にルター派の影響があった点を率直に認める¹⁸。ただし、監督の導入をめぐることは、彼は「スコットランドの監督は、幾つかのルター派の諸国におけるような監督とは異なっており、純粋に教会的な職務であり続けた」¹⁹と論じ、さらに「スコットランドの人々が導入を決めた監督の職務には比較しえない多様な面があり、特別にルター派の諸教会における監督の特徴を具えていると主張することはできない」²⁰と断言する。こうして、カークはおもにドナルドソンらが提示した様々な見解に反論すると共に、ルター派の監督とスコットランドに導入された監督の相違点を強調した。また、セント・アンドルース大学の教会史教授J.K. キャメロンの場合、「1560年までには、監督は、ルター派の諸教会の中だけで十分に構築された原理だったわけではない。スコットランド宗教改革にもしばしば緊密に関わっていた」²¹と指摘し、監督職の導入が必ずしもルター派の影響に直結するものではない点を暗示する。

2-3 カルヴァンではなく、ルターの影響が強調される理由

以上で確認したように、研究者たちの間では、1560年以前のスコットランドにルターの神学的な影響があったことに関しては一定の共通認識があるものの、監督職の導入を巡っては、その背景にルター派の直接的な影響を汲み取る者もいれば、それを否定する者もあり、見解は二分されているのが認められる。神学においても教会政治においても、ルターの影響があったと主張することは自然であろう。しかし、ルターの影響しかなかったかのような主張は不自然でしかない。

先にも言及した通り、スコットランドの宗教改革には、ルターの影響よりもカルヴァンの影響が色濃く鮮明である点が、長らく強調され続けてきた。改革者ジョン・ノックスが、ジュネーヴに滞在し、カルヴァンから薫陶を受けた典型的な改革派だったことが、その大きな理由である。また、彼が重要な役割を担った「スコットランド信仰告白」と『規律の書』の内容において、そこに反映される神学は、ルター的なものではなく、カルヴァンの

¹⁸ J. Kirk, op. cit., 73-75.

¹⁹ J. Kirk, ibid, 80.

²⁰ Ibid, 81.

²¹ J.K. Cameron, *The First Book of Discipline*, the Saint Andrew Press, 1972, 50.

神学である。ドナルドソンも「改革されたスコットランドの教会は、その神学においては、疑いようもなく『カルヴィニスト』だった」²²と述べるとおりである。それゆえ、ここでの問題は、スコットランド宗教改革がカルヴィニストの特性を具えていたにもかかわらず、なぜ監督の職務をスコットランドに取り入れたのか、その理由である。

2-4 実践的な理由

1560年の宗教改革で、教会の制度に監督が導入されたが、それはただ諸外国の先例を単純に真似て取り入れたのではない。カークは「監督は、牧師不足を補うために、そして全国に福音伝道の業を促すために企図された」²³と指摘するように、明確な目的意識をもって取り入れられた職務である、とみなすことができる。イアン・ヘイツレットも、カークの見解の解釈として、「監督の職務は、本質的には、目前の教会の健全さのための過渡期の急場しのぎの方策であり、実践的な一時の術策であった」²⁴と論じている。これらの見解は、ルター派の教会の影響を受けたからという理由よりも、非常に実践的な問題点を反映したものであると言えよう。彼らが際立たせる要点は、監督の導入が、スコットランドの宗教改革がルターとカルヴァンのどちらにより近いのかを見極めるリトマス試験紙ではないという点だ。スコットランドの改革者たちにとっての最大の関心事は、福音の宣教(説教)をとおして、神の言葉に即した真の教会を自分たちの国に建設することだった。改革者たち自身は、後代の歴史家たちが、自分たちをルターの影響かそれともカルヴァンの影響かなどと分析するようになるなど、全く想定してはいなかったであろう。改革者たちにとって、それは何ら問題ではなく、『規律の書』の本文から確認したとおり、福音宣教による教会形成こそが最優先課題だった、と言えよう。

3. 監督職の廃止の経緯とその要因

監督の職務は1570年代に制度として廃止され、結果的に、僅か12年ほどしか存続しなかった一過性の職務となった。監督が廃止された理由には幾つかの原因が考えられる。この点についてカークは、第一に、監督の役割はひとり人間が実際に果たすにはあまりにも重すぎたこと、第二に、監督の職務とローマ型の司教との類似性により、スコットランドの教会内に位階的な司教制度を復活させる引き金の一種になっていたこと、第三に、導

²² G. Donaldson, *Scotland Church & Nation through Sixteen Centuries*, Barnes & Noble, 1972, 62.

²³ J. Kirk, 'Superintendent', *the Dictionary of Scottish Church History and Theology*, IVP, 1993, 806-807.

²⁴ W. Ian P. Hazlet, *The Reformation in Britain and Ireland — An Introduction —*, T&T clark, 2003, 127.

入当初から暫定的な職務として企画されていたこと、そして第四に、監督制度を維持する財源が限られていたこと、などを廃止の原因として指摘する²⁵。監督職が廃止された原因を考察することで、当時の監督職の問題点が浮かび上がってくる。またそこから、『規律の書』に提示された「監督の理想像」と、運用して明らかとなった「監督の実像」との間の大きな溝も明らかとなる。そこにはいったいどのような溝があったのか。

3-1 監督に期待された「非現実的？」職務

そこでまず考察すべき点は、監督制度は導入された1560年当初から機能不全に陥っていたという事実である。なぜ改革者たちが期待し、想定していたような仕方で監督制度は機能しなかったのか。確かに、ある数名の監督たちは当時期待されていた自らの役割を行使しようと取り組んだ痕跡は見られるものの、改革者たちが『規律の書』に描いた青写真が実現できなかった理由は、先にカークが指摘した原因の第一、すなわち監督に対する過大な期待が考えられる。そこで、現代のスコットランド宗教改革研究者たちの見解に即して、いったいどのような役割が監督たちに期待されていたのかを整理しよう。

カークは監督の「実践的」役割の意義に注目し、監督の職務は「これまで正しくイエスキリストが説教されるのを聞いたことがなかったすべての人々が一定の知識に到達するべく、教会を立ち上げ、設立すること、牧師たちを配置し、管理し、任職すること」²⁶である点を強調する。つまり、ドナルドソンらの見解は牧師間の上下関係のうえでの監督の位階的優位性に強調点が置かれているのに対し、カークの見解はその当時に必要とされる伝道的・行政的な監督の職務に強調点が置かれている。

カークはさらに、監督の中心的な職務を次の6つに分類する。すなわち、第一に監区内の諸教会の巡回訪問、第二に説教、第三に牧師と長老の任職、第四に各個教会の審査、第五に全体総会に対する監区代表者、そして第六に聖職録の管理・分配である²⁷。これら職務の要点を指摘し、カークは「監督たちは、自分たちの監区の主要な町に居住している時も、巡回訪問している時も、可能な限り、対等に活動することが期待された」²⁸と述べている。ここでの「対等に活動する」とのカークの指摘は、その監区の他の牧師たちや諸教

²⁵ J. Kirk, *Patterns of Reform*, 168-173. カークはここで、当時の経済的な問題、つまり「聖職録」による収入の確保および制度を維持するための経費を確保することの困難が、1565年以降、監督が一人も任命されなかった深刻な理由の一つだった点を指摘する。

²⁶ J. Kirk, 'Superintendent', *the Dictionary of Scottish Church History and Theology*, 806-807.

²⁷ Loc. cit.

²⁸ Loc. cit.

会と協力し合い、彼らと対等に活動することについての言及であり、ここでは牧師間の上下の権威や優位性を問題にしているのではないことは明白である。そして、カークが指摘するように、監督はまだまだ牧師が不足する監区内で他の牧師たちと対等に一致協力して職務を全うすることが期待された。しかしながら、実際には自らの職務を全うしようと取り組んだ監督もいれば、他方で、自らに期待され課せられた職務は全うできそうにないと感じていた監督もいたであろう。1560-70年代に招集された全体総会では、度々、監督の職務不履行について批判の声が挙がるなど、十分に務めを果たせなかった監督の存在を確認することができる²⁹。

3-2 一個人の限界

議会によって宗教改革が採択された1560年当初の段階において、改革派の神学並びに教会論に精通していた牧師がスコットランド中に溢れていた、というような状況を想像することは到底不可能である。そうした中で、監督に相応しい人物とは、単に学識的に神学に精通した人物であるだけでなく、改革に命を注ぐほどの敬虔を具えた人物でなければならなかった³⁰。またそうでなければ、監督に期待された職務を担うことなどできなかったであろう。数名の秀でた牧師たちが監督に任職されたものの、彼らに期待されたような、監督に期待される職務を全うできる「敬虔で学識豊かな人」³¹の数は限定されていた。結果的に、1560年の『規律の書』で提示された監督の数は10～12だったものの、実際に監督に任職された人数は、1565年の時点までで僅か5名だけだった³²。さらには、巡回訪問する監区が広く、また地域間でも監区の広さにばらつきもあり、「いくつかの監区は一人の人が効果的に監督するにはあまりにも広すぎた」³³点は否めない。結論として、1560年のビジョンに従って監督が自らの職務を全うすることは不可能に終わったのである。

4. 監督職（プロテスタント）と司教職（ローマ・カトリック）の類似と差異

監督職をめぐるのは、導入の当初からある種の混乱が生じていた。ここではその混乱の

²⁹ David Calderwood, *The History of the Kirk of Scotland*, vol. II, III Edinburgh: Wodrow Society, 1842. を参照

³⁰ Alexander Moffatt, *The Office of Superintendent 1560-81, Records of the Scottish Church Society, vol. IV-part 1*, (uncertain) 40.

³¹ J.K. Cameron, *The First Book of Discipline*, 115.

³² Loc cit.

³³ Ibid., 51.

原因を整理しておこう。

4-1 名称

最初に指摘できる点は「監督」という名称をめぐる混乱である。ローマ・カトリック教会における従来の「司教 (bishop)」と宗教改革において新たに導入した「監督 (superintendent)」は古来、教会制度においては同義的に用いられてきた。この点について、カークは「監督の種別ではなくとも、その名称はフランス信仰告白の中に記されており、また、イングランドではある人々が監督を「地方の司教座」、つまり地方の司教に対する補助的な監督官、または地方長官とさえ同一視していた」³⁴と述べ、「司教」と「監督」の言葉が、宗教改革が行われた幾つかの諸国で同義語として用いられている事例を紹介する一方で、彼は「司教と監督との均一性は完全なものであったとも、表面的に監督が導入された時のままのものだったとも、とうてい言うことはできない…。別の言い方をすれば、監督が「エписコポエ (*episkopoe*)」だったとしても、監督は地域の司教と同一視される必要はない」³⁵と指摘する。さらに、カークは「この問題に関心を寄せる現代の著作者たちは「監督」が「司教」のただの代案に過ぎないことをどうにか例証することで満足し、いつも同じことを述べ立てては、それ以上先に関心を向けようとはしない。そうすることで、彼らはしばしば、これが監督職の理念に関する決して唯一の宗教改革の問題点でもなければ、表現でもない、ということに気づけずにいる」³⁶と辛らつに批判する。実際、「監督」という用語の使用例に関しては、「監督」も「司教」も形式的には「諸教会に対する監督責任者」として同義的な言葉として非常に類似していることは間違いない³⁷。しかしながら、旧来のスコットランドにおける司教は、実質上「諸教会に対する監督責任者」ではなかったため、両方の語を直ちに同定すべきではないであろう。

監督職と司教職は、実際に他の牧師たちに対する監督権限を有していた点より、表面的にはかなりの類似性が認められるべきである。しかしながら、両者の職務の本質が問われた場合、監督職は司教職とは異なっていることも認められるべきである、と言えよう。

³⁴ J. Kirk, *The Politics of the Best Reformed Kirks'*: Scottish achievements and English aspirations in church government after the Reformation, *The Scottish Historical Review*, vol. LIX, 1, no. 167. 1980.34

³⁵ J. Kirk, *Patterns of Reform*, 202.

³⁶ J. Kirk, op. cit., 201.

³⁷ Loc. cit.

4-2 権能

『規律の書』に従えば、監督の職務に任職された牧師たちは、監区内のその他の牧師たちを文字通り「監督」をし、審査する立場である以上、通常の教会の牧師たちの「上位」に位置付けられる、としばしば言及される。例えば、ドナルドソンは監督職の特徴を要約して、「監督は、立法的、司法的、行政的機能において、牧師たちの上位にいた」³⁸と指摘する。それとは逆に、牧師のつとめに関するカルヴァンの特徴的な見解は「牧師の平等性」である。このため、スコットランド宗教改革がカルヴァンの改革派的な特質にもかかわらず、「牧師の平等性」という改革派の牧師観と調和しないとの見方から、カルヴァンの影響ではなく、ルター派の影響を強調する傾向が見受けられる。

先に言及した通り、他の牧師たちに対する監督権限を有するという点で、監督と司教の表面上の類似性を認めることができるものの、『規律の書』で監督に付与された特権的な「権能」こそ、位階的な上位の権力として解釈されてきた。例えば、シャウの場合、監督に付与された権能について、「全体総会の議員である牧師たちは、監督から出席が命じられた場合に限り、会議に出席していた。他の牧師たちは皆、ある場合に仲間でない限り、自らのパリッシュ（教会区）から勝手に離れることは禁じられた。これは中世からの教会の実践の継続だった…」³⁹と述べ、牧師の異動や移動にも、監督の認可が必要だったことを指摘し、他の牧師たちに対し、監督は強力な権能を保持していた点を挙げている。こうして、現代の歴史学者たちは監督職を「敬虔な司教」とみなし、特にドナルドソンは、何人かの監督者たちは司教と同等の位階的な地位を保っていた点を強調する⁴⁰。

このように、監督は他の牧師たちよりも「上位」に置かれた職務であるという点で、ある学者たちの間共通認識が形成されている。その立場から、監督には大まかに4つの役割が認められ、それは、第一に牧師の任職をめぐる権能、第二に牧師たちを監督する権能、第三に牧師を罷免する権能、第四に判決する権能である⁴¹。こうしたドナルドソンらが整理する仕方で監督の権能を認識した場合、監督が牧師たちの「上位」に位置付けられている点を際立たせることで、位階的な「司教」との類似性が強調され、改革者たちが描き出

³⁸ Ibid., 57.

³⁹ Duncan Shaw, *ibid.*, 89.

⁴⁰ G. Donaldson, *the Scottish Reformation*, 1960, 125. ここで彼は「1571年にアンガスの監督が、司教職と監督職との間に何ら違いがないことぐらい分かる、と公言した時、彼はその当時の共通理解だったに違いない理解を、わけても監督と司教は、外面的だけでなく実質的にも、これまで認められてきた以上に、緊密に類似している、との理解を表明したのだった」と論じ、アンガス監督の発言を、監督と司教の類似性の根拠と解釈する。

⁴¹ G. Donaldson, 'The Polity of the Scottish Church 1560-1600', *Records of the Scottish Church History Society*, vol. XI-part iii, 1953, 214-215.

したこの監督制度ゆえに、彼らを長老主義と呼ぶことはできない、との主張が展開されていった。

5. 異なる見解 — 監督職は「暫定的」か、それとも「永続的」か

監督をめぐる議論で解釈が分かれ、全く解決されない点がある。それは1560年の時点で改革者たちが当初から監督職をスコットランドにおける「永続的」な職務として考えていたのか、それともあくまでも改革が始動したばかりの期間の「暫定的」な職務として考えていたのか、という点である⁴²。この点をめぐる問いは、しばしば、改革者ノックスが「長老主義者」だったのか、あるいはそうでなかったのかという問題と関連付けられてきた。

ノックスと他の同僚の改革者たちが1560年の時点でスコットランドに教会政治の重要な機構として監督職を導入したことは、歴史的に紛れもない事実である。ドナルドソンはしばしば、監督職は、司教職と同様に、そもそも一種の永続的な職務として導入された点を強調するのに対し、宗教改革におけるルター派の影響力を認める点では、エジンバラ大学の同僚であるドナルドソンと足並みを揃えたバーリーだが、この問いを巡っては次のように言及する。

監督職は永続的なものとして導入されたのだろうか？『規律の書』からは直接的な答えは引き出せない。しかし、適切な期間内で宗教改革が全国各地で実施されるべく、当時の緊急事態に対処するための伝道的な代理職として考案されたものであることは明白である、という印象をぬぐえない。監督たちが任職されていればこそ、「この王国全土を通じてキリスト・イエスがひとたびあまねく宣べ伝えられること以外にまじめに求めていることはなく、このことは早急に求められる」。「早急に」とは可能な限り緊急にということの意味しているのは明らかだ。⁴³

バーリーの指摘のとおり、確かに『規律の書』にはこの問いに対する直接的な答えは見当たらず、この問いに決着を付けることは困難である。しかし、ノックスら『規律の書』の

⁴² Alexander Moffatt, *ibid.*, 37-47. この論文で、モファットはこの問題を終始論じ、その中で「永続的」か「一時的」か、両者を解説する見解を紹介する。例えば、彼は「一時的な手段として導入されたわけではない」とのクーパーの見解を詳述し、他方、「その職務は一時的なものだった」と結論付けるジャネット・マクグレガーの説（*The Scottish Presbyterian Polity, Edinburgh, 1926, 39*）も紹介する。なお、モファット自身は「その職は一時的なものだった」との見解を指示している（p. 46を見よ）。

⁴³ J.H.S. Burleigh, *op. cit.*, 170.

共同提出者たちが、「その地域の責任を担うことになる牧師の任命等を行う責務と命令とをこれらの人々に与えることは、この時期極めて当をえていることと考える」⁴⁴や「現在の必要性にかんがみ、監督の指名、審査、任命は、われわれが現在要望し、またあとで規定するほどには整然となしえないであろう。[改行]したがって、現時点においては、…」⁴⁵(以上の下線部は本稿の筆者による)と、監督を導入した当時の緊急的な状況を注視している点に注目すべきである。実際、宗教改革に着手したばかりのスコットランドにとってはそれが最善策である、と改革者たちは考えていた。しかし、監督を中心に据えた教会政治のビジョンは、あくまでも理想的なビジョンに過ぎなかったことがすぐに判明していく。そのため、結果的に20年足らずで監督職は廃止されるに至った。

この問題をめぐっては、現代のグラスゴー大学の教会史教授イアン・ヘイツレットは明確に暫定的な職務として監督職が導入されたとするカークの見解の立場を支持し、これまでのドナルドソンらの見解に反論する。

少なくとも、牧師間の平等および長老制度的な規律という理念は1560年の改革者たちの考えにとって中心的なものだった…監督職は本質的には、当時の状況下における教会の健全のための、過渡期の急場しのぎの対策であり、実践的で、臨時的、巧みな策略だった。その職務は永続的なものとして意図されたものでもなければ、すっかり改革された歴史的な司教制度の回復に向けた前兆でもなかった。⁴⁶

振り子の様に、次は、ドナルドソンの見解を支持する論客が登場し、カークやヘイツレットの見解に反論する論述が現れてくるのかもしれない。

まとめ

監督職の導入は、1560年のスコットランド宗教改革の際立つ特徴の一つだったことは紛れもない事実である。それゆえに、この職務をめぐるは数々の分析が行われ、議論が交わされていった。ドナルドソンは、司教制度支持の立場から、スコットランド教会に中世から連綿と続く教会制度の連続性・継続性に大きな関心を寄せつつ議論を展開した⁴⁷。

⁴⁴ 注4と同じ、『規律の書』225頁。

⁴⁵ 前掲書、228頁。

⁴⁶ W. Ian. P. Hazlett, op. cit., 127.

⁴⁷ Ibid., 127. ヘイツレットはここでドナルドソンを「結果的に、非連続性よりも連続性に目を向けることで、またルター派を参考に地域教会の監督を導入することで、真正しく福音主義化された司

彼は「ジョン・ノックスが描き出した改革大綱の大部分は、当時の司教制度による教会統治体制の下において、実施できると理解していた」⁴⁸と述べ、ノックスの改革の念頭にあった監督制度は司教制度に他ならない点を、再三にわたり主張する。このような主張を繰り返すことで、彼はスコットランド教会史の中で「長老主義の勝利」を過剰に演出してきた従来の歴史観の枠組みを打破しようとしたのである⁴⁹。実際に、彼の研究や著作は、内容はとても興味深く、歴史的な分析も明晰で、スコットランド宗教改革を研究するうえで大きな影響力を持つものとなった。例えば、日本でスコットランド宗教改革についてまとめた研究成果を発表した飯島啓二は、ドナルドソンの著作に基づいて、監督職の導入のゆえに、「ノックスおよびスコットランド教会が、主教というタイトルの出現を承認しているから、当時においては、長老主義的教会制度確立の意図がなかったと判断せざるを得ない」⁵⁰と述べ、さらに「ジョン・ノックスの影響下に成立した教会は、教会制度の観点よりみて、長老制度と呼ぶにふさわしくなく、むしろ、エписコパシーの傾斜を含むものであった」⁵¹と結論づける。しかし、20世紀も終盤になると、数々の教会史家たちが、多大な影響力を持ったドナルドソンによる分析と見解に明白な異議を唱えるようになった。特に、カークやヘイツレットら、グラスゴー大学に籍を置く教授たちだったことも興味深い。

監督職をめぐる歴史的に確実に言えるのは、この職務が1560年の導入から20年足らずで廃止された事実である。1572年のジョン・ノックスの死後、全体教会総会（ジェネラル・アッセンブリー）は教会の制度をより一層改革することを決議し、『規律の書』の改定刷新に着手した。その結果、1578年に『第二規律の書』が編纂され、全体教会総会で承認され、教会制度はより明確に、現代的な長老制度（プレスビテリアン）へと発展していった。こうして、スコットランドでは、地方単位での自律的な教会の建設のために、教会政治の制度的中枢に監督を据えたビジョンから、プレスビテリーを中枢に据えたビジョンへと発展し、そして、監区としての地方・地域単位で、教会を形成し、牧師を立て、福音を宣教する、というビジョンは『第二規律の書』に継承されていった。

教制度を導入する方針を反映させたと主張することで、ドナルドソンは宗教改革初期に関する司教派の解釈を復興させたと論じている。

⁴⁸ G. Donaldson, *Scotland Church & Nation through Sixteen Centuries*, 78.

⁴⁹ Ibid., 70-94.

⁵⁰ 飯島啓二、「スコットランド長老教会の成立に関する一考察」『国際基督教大学社会科学ジャーナル』vol. 3, 国際基督教大学, 1962年, 241頁。

⁵¹ 前掲書, 250頁。